

第3回裁判終わる

2010年6月9日、「就業規則の不利益変更」撤回の裁判が東京地裁民事603号法廷で午前10時から行われました。当日は、原告（フェデックス労組）組合員と航空連関連の方々が傍聴参加しました。会社側からは、今回も弁護士だけの出席となりました。

冒頭、今まで双方が提出した書類の確認が行われました。今回、組合側が提出した「第1準備書面」で主に指摘した、①会社の収益を示す原資料の提出②原告に対しては実質の不利益がある③交渉は行われたが誠実な説明や協議を尽くしたとは言えないなどの説明要求に、会社が再度、書面で提出することになりました。

会社側の弁護士は、本社との確認があるので時間がかかるとして、2か月位の時間を求め、また、裁判所も夏季休暇に入るため、次回の裁判日程は8月18日となり、2か月以上も先になりました。

最後に、裁判官から、会社側へ「時間もあるので、中身の濃いものを出して下さい」との要請がありました。

これまでの経緯を簡単に整理しておきます。

- ①2009年12月24日 東京地方裁判所へ提訴
「訴状」・・・労働契約法10条の条件を満たしていない「就業規則の一方的不利益変更」は合理性が認められない。
- ②2010年2月4日 会社側から「答弁書」が届く
「答弁書」・・・原告の請求を棄却する
- ③2010年2月15日 第1回口頭弁論
「意見陳述」・・・今回は、原告108名を代表して委員長が意見陳述を法廷で述べる
- ④2010年4月7日 会社側から「被告準備書面（1）」が届く
「被告準備書面（1）」・訴状に対する会社側からの反論で、今回の就業規則の変更により従業員が受ける不利益など事実上皆無である。など
- ⑤2010年4月14日 第2回口頭弁論
会社側の「被告準備書面（1）」に対しての今後の方針と争点が労働契約法10条に沿っているかどうか絞られる。
- ⑥2010年5月31日 組合側から「第1準備書面」を提出 「第1準備書面」・・・「被告準備書面（1）」に対する反論で、有給休暇が40日を超えて消滅していない従業員には明らかに不利益になる。など
- ⑦2010年6月9日 第3回口頭弁論
組合側からの「第1準備書面」に対する会社の対応の確認

上記のような流れで、書面を郵送又はファックスで提出して、それを裁判所で確認する作業が現在進行しています。裁判自体の時間も5分～10分で終了するので、裁判の進行状況をその場で把握するには時間が短すぎますが、裁判終了後、組合弁護士からの説明で裁判内容は確認できます。次回の裁判には多数の出席をよろしくお願いします。

主役は原告である「あなた」です。

**8月18日(水) 午前10時より
東京地裁民事603号法廷**

随時 組合員の加入を行っております。
HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>
メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com